
第 1 部

福岡市農林業総合計画の 基本的な考え方

第 1 節 計画策定の目的

第 2 節 計画の位置づけ

第 3 節 計画期間（目標年次）

第 1 部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方

第 1 節 計画策定の目的

福岡市では、平成24年3月に策定した「福岡市農林業総合計画（平成24年度～平成28年度）」に基づき、農林業施策を展開していますが、依然として農林業を取り巻く情勢は厳しく、農家戸数の減少や従事者の高齢化、担い手不足などにより、農山村地域の活力低下などが課題となっています。

全国的にも農林業所得の減少傾向が続いており、厳しい経営状態にあることが、高齢化や後継者不足、ひいては地域の活力低下につながっています。

国においては、農業の構造改革を加速するとともに、輸出拡大や6次産業化等農業を産業として強化し、農業・農村の所得の倍増を目指すとして、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を実現するため、農林水産業と地域の活性化を表裏一体で進めていくことが重要であるとしております。

また、平成25年3月に我が国農林水産業に影響を与えることが懸念されるTPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉への参加表明が行われたことに伴い、経営安定のための備えと、農林水産業の体質強化の対策が進められています。その後、TPP協定の発効は難しくなっていますが、国は引き続き、成長産業として力強い農林水産業をつくりあげることを目指しています。

福岡市では、人口155万人（平成29年3月推計値）の大消費地を擁する特性を活かし、野菜や花きを主体とした都市型農業が営まれ、市民に新鮮で安全な農産物を提供しています。

福岡市の農林業は、食べ物がおいしく、自然が近いという福岡市の魅力を支え、観光都市福岡の集客に大いに貢献しています。農地や森林は、生物多様性の保全、洪水防止、水質浄化などの水源涵養、防災空間の確保、大気の浄化、良好な景観の形成など多面的な機能を有しており、市民に潤いと安らぎをもたらしています。

市民が将来にわたって、これらの機能を享受できるように、農林業の振興に向けた取組みをしっかりと進めていく必要があります。

こうした情勢の変化や福岡市農林業の現況と課題を踏まえ、福岡市農林業振興の指針となる計画を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

(1) 福岡市農林業振興のための施策・事業実施の総合的な指針とします。

今後の農林業振興施策を計画的、総合的に実施していくための指針とし、予算の編成・執行にあたっては、この計画を基本として施策・事業の推進を図ります。

(2) 国及び県等の農林業振興に関する計画と整合性のあるものとします。

国の「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」及び「森林・林業再生プラン」、県の「福岡県農業農村振興基本計画」及び「福岡県森林・林業基本計画」など農林業振興に係る諸計画との整合性に留意し策定するものとします。

(3) 福岡市基本計画の農林業振興における部門別計画とします。

福岡市の基本構想・基本計画に基づく福岡市農林業振興の部門別計画とし、福岡市の他の部門別計画との連携を図ります。

(4) 「ふくおか^ちさん家のうまかもん条例」に関連する施策の推進を図るものとします。

第3節 計画期間（目標年次）

計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5か年とします。